

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成29年12月8日

開 議	午前9時30分	
日程第1	諸般の報告	
日程第2	報告第9号	専決処分の報告について（和解）
日程第3	議案第76号	専決処分の承認を求めることについて （平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）
日程第4	議案第77号	岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第78号	岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
日程第6	議案第79号	平成29年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
日程第7	議案第80号	平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第81号	平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第82号	平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第83号	平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第84号	市道路線の認定について

開議

(9 時 30 分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日、執行部から附属資料の訂正の申し出がありましたので、しばらく休憩いたします。

再開は追って連絡いたします。

直ちに議会運営委員会を開催いたします。

休憩

(9 時 31 分)

再開

(9 時 55 分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の歳出において、1節報酬の説明欄の説明文字が誤表示していたことについて、おわびを申し上げます。

○吉本議長 執行部におかれましては、今後このようなことのないようよろしくお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第9号につきましては、質疑、議案第76号から議案第84号までの議案9件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第9号 専決処分の報告について（和解）

○吉本議長 日程第2 報告第9号 専決処分の報告について（和解）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

報告第9号について、質疑をさせていただきます。

まず、この報告についてであります。支払い催促及び結果についてであります。その中に、分割納付を希望するという内容で申し立てということなのですが、分割納付の内容について、もっと具体的に求めたいと思います。

それから、あわせて平成38年1月30日までに全額未納金額を払うということになっているんですが、そうしますと、現在、平成29年ですから、約10年間で払うということなのか、それとも平成38年1月30日までに全額払えばそれでいいということなのかわかりませんので、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

まず、本件債務としまして20万2,650円です。支払い計画は、平成29年9月から平成37年12月まで毎月2,000円ずつと、平成38年1月分のみ2,650円となります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この報告の内容では、過日、6月、9月議会に出されてきた内容であると思うんですが、その中に、学校給食費、平成21年度、1万620円、平成24年度、4万8,880円、平成25年度、平成26年度、平成27年度、合計19万7,750円だと。それから、督促手数料が4,900円かかっているんで、その合計ということだと思うんですが、合意した内容以降の完納までの利息、延滞損害金については付加されるのかどうか、それをお聞きをしたいと思います。

それと、その給食費についてですが、平成22年度と平成23年度は完納されているのかなと思うんですが、平成22年度、平成23年度は完納したという理解でいいのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えいたします。

まず、延滞金につきましては、滞りなく支払っている部分につきましては、発生いたしません。

また、平成22年度、平成23年度につきましては、もう既に完納しております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

○尾和議員 答えてない。

○吉本議長 どこですか。

○尾和議員 私が今質疑をした点は、最終金額が20万と言われたんですね。それは現時点で、それを凍結して、これから以降、10年間の間の利息は付加しないんですかと。いわゆる延滞損害金です。プラスをして、10年間ですから、これから10年間払うと、金利については、それについては免除するということなのか、現時点での総額で分割で納付を求めるのか、それについて聞いたんですけど。私の言うてることわかりませんでしたか。その点についてお聞きをしたいと。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、滞りなく、毎月一定の金額支払った場合においては、延滞金等は発生いたしません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 和解した条項の中に、総額これだけですよと。20万2,650円ですか、それを分割して10年間で払うということですが、初年度については2,000円、10年間であれば、毎月2,000円ですよ。だから、元金は減っていくんですけども、ずっと継続していきますと、最終年度はゼロになればいいんですが、その間の利息については求めないという解釈でよろしいんか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再々質疑について、お答えいたします。

計画どおり支払いいただいている場合は、利息等は発生いたしません。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第9号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第11 議案第84号 市道路線の認定指定について

○吉本議長 日程第3 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第11 議案第84号 市道路線の認定の件までの議案9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第76号についてお願いします。

○尾和議員 まず、議案第76号についてであります。専決処分という形で、今回提出されました。一番最後に、専決処分についての考え方についても質疑をさせてもらいたいと思うんですが、歳出の項に関して、開票立会人、投票立会人及び期日前投票人の報酬について、人員及び委員の報酬額についてご答弁をいただきたいと思っています。

2番目に、超過勤務手当の内訳、超過勤務手当の算出方法、これについて具体的にご答弁をいただきたいと思っています。

それから、投票管理者手当に関してであります。この議案には、投票管理者の支出がありません。なぜ投票管理者手当を計上していないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、13の委託料のポスター掲示場設置委託料についてですが、これはどういう基準で委託料の算出をしているのか。距離なのか、スペースとか、いろいろあると思うんですが、そこら辺について、ポスター掲示板ごとに、133カ所でしたか、それによって変わるのか、それとも地区で請け負わしてやっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、業務委託料の150万何がしについてですが、この内容についてご答弁をいただきたいと思います。

さらに、専決処分の理由についてですが、今回は専決処分という形で出されておりましたが、専決処分に、この案件が該当するのか。衆議院の解散告示がされた後、選挙区があつて、投票日ということではありますが、議会はいつでも開けるわけであつて、なぜ専決処分にしたのか、その都度、専決処分にする理由についてお聞きをしておきたいと思ひます。

○吉本議長 答弁願ひます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 まず初めに、尾和議員のご質疑にお答えさせていただく前に、先ほど訂正がありましたことを私のほうからもおわび申し上げます。申しわけございませんでした。以後、気をつけてまいります。

それでは、尾和議員のご質疑について、通告に従ひまして回答させていただきます。

まず、開票立会人、投票立会人、期日前投票立会人、それぞれの報酬の人員と日の報酬ということですが、まず開票立会人が20人分でございます。これは1つ選挙について、最大10人までと、公職選挙法のほうで定められてございます。小選挙区の分と比例代表10人の2選挙で、20人分でございます。

なお、国民審査につきましては、小選挙区の開票立会人が兼ねることとなつてございますので、20人分、日額は8,900円でございます。

次に、投票立会人は38人分でございます。1投票所につき2人、岩出市では19投票所ございますので、38人分、日額が1万800円ということでございます。

次に、期日前投票立会人は22人分でございます。岩出市では、期日前投票所、これは1カ所でございます。1日につき2人、期日前投票、期間が11日間でございますので、22人分でございます。日額は9,600円でございます。

次に、超過勤務手当の内訳でございますけれども、まず、投票事務分として656万3,700円、これは人数として170人分でございます。

次に、開票事務の分といたしまして169万9,500円、人数は110人分でございます。

次に、期日前投票事務分として147万1,360円、これは期日前投票期間、複数ございますので、延べ人数でございますが、80人分。

次に、その他さまざまな準備等の事務といたしまして48万4,800円、人数といたしましては14人分、これは選管職員とお手伝いいただく総務課職員分でございます。

なお、計算の方法ということでございますが、投票日というのが、この予算の時点では確実に決まっておりましたので、事前にどの職員を充てるかというところが難しいところがございますので、職員個々の時間単価で積算するのは難しいということでございますので、平均的なところであったりとか、前回の実績、その他の要因等を勘案して単価を算出させていただき、先ほど申しあげました人数、それに時間等を掛けて算出しております。

次に、投票管理手当について求めるということで、投票管理者報酬が計上されていないのはなぜかということでございますが、岩出市では、投票管理者につきましては、投票事務に従事する職員にその職務を兼務させることとしております。このことから、投票管理者としての報酬ではなく、職員としての超過勤務手当、そして支給をしているところでございます。

次に、ポスター掲示場設置委託料の個別単価ということでございますが、ポスター掲示場について、予算は100万円ということでございます。設置箇所は133カ所でございますので、1カ所当たり約7,520円ということになります。単価につきましては、ポスターの掲示場の区画数が多ければ、その分高くなりますし、候補者の想定によりますが、区画数が少なくなれば安くなるというふうなところでございます。

次に、業務委託料の内訳ということでございますが、150万4,000円、この内訳でございます。まず1つ、投票所の床改造の業務委託料で40万円ということでございます。これは集会所等で、畳敷のところがございますが、選挙人の方に土足のまま上がっていただけるように、防水加工でブルーシートを敷いて、その上にコンパネを敷く。また、段差があるところにはスロープなどを設置させていただき、そういう業務の委託料でございます。

次に、選挙公報業務委託料として50万円でございます。これは小選挙区、比例代表、国民審査、それぞれの選挙公報、審査公報、これを新聞折り込みで各家庭に配布させていただくための業務の委託料でございます。

次に、啓発チラシ、新聞折り込み業務委託料で10万4,000円を計上してございます。これは県で作成されたものと、市で作成された啓発用のチラシがございます。この2種類をこれも新聞折り込みにおいて各家庭に配布させていただくための業務の委託料でございます。

それから、枚数計算機の保守点検業務委託料で15万円となっております。これは開票作業において必要となります投票用紙の枚数を数える機械でございますが、これが開票日当日にうまく作動しないというわけにはいきませんので、点検をして

いただく、この業務の委託料として15万円でございます。

次に、投票所駐車場等警備委託料で5万円ということでございます。これは、さぎのせ公園のところでございますが、さぎのせ公園投票所につきましては、公園利用者の方との駐車場、これを明確に分けるため、また路上駐車等によって選挙人の方が車がとめれないというようなことがないように、警備していただくための委託料でございます。

次に、読み取り分類機の点検調整業務委託料で30万円ということでございます。これも開票作業において、投票用紙を自動で分類していただく機械なんですけれども、当日うまく動くように保守の点検をしていただくとともに、分別するための候補者の名前であったりという部分をデータをつくっていただき、さらにその機械にそのデータを読み込ませるといような調整をしていただくための業務の委託料ということでございます。

それと、なぜ専決処分をしたということでございますが、尾和議員のほうからもございましたとおり、衆議院の解散があつて、それが衆議院の選挙の執行日まで、これまでの期間がなかったということで、議会を開催していただくいとまがなかったということで専決処分をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 超過勤務手当に関する問題であります。これについての具体的な答弁なかったんですが、個々の職員の、いわゆるプラスする超過勤務手当の算出方法にしているのか、それから、深夜手当についても、平均賃金を求めて、それに対して深夜手当及び通常の時間外手当を算出したという内容になっているのか、それについて再度ご答弁をください。

それから、投票管理者については委嘱をしなかったのかどうか、兼務をさせているから、投票管理者については、その者がやっているという理解でいいのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、ポスターの掲示板の設置ですが、1カ所で7,520円、これについては選挙後の回収業務も含んでいるのか。設置するだけで7,520円なのか、それとも選挙後の回収業務、これも含まれているのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、専決処分についてですが、専決処分には議会が開かれないというような状況ではなかったと思うんですね。時系列に見れば、約四、五十日間あるわけで

すから、専決処分にする必要性は私はないと。いわゆる議会をおとんじているのではないかというように、私は思っております。

第113条のただし書きにおいては、議会が開くことができないときという状況でもありませんし、長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するのに、議会を招集する時間的余裕がないということが明らかであるときでもなかったと思うんですね。議会において議決する事件を議決しないときということなんですが、いずれも専決処分に当たらないのではないかと。当然、開いて、事前にこういう事態ですから、いつ衆議院の解散があるかもわかりません。そういう場合には、緊急に議会を招集して、議長へ求めて、この案件については、今後、そういう措置を手順を踏んで議会の承認を得た後、執行するというのが至極当然ではないかと思うんですね。

和歌山県下の自治体においても、既に専決処分でしなくて、事前に処理をしているところもあります。そういう意味から考えますと、岩出市はイレギュラーなことをたびたび行っていると言わざるを得ませんので、今後については、これは改めるべきであろうというように考えますが、市の答弁を求めます。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、超過勤務手当の算出のほうを具体的にということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、職員個々では難しいので、平均単価を用いまして、これに休日であれば割り増し、深夜であれば割り増し、当然割り増しを計算しまして、実際に投票事務に従事する時間等を算出しております。それに投票事務に実際当たる人数、これを掛けるというような形で積算をしております。

次に、投票管理者として委嘱をしているのかということでございますが、当然、投票管理者にお願いするところにつきましては、選挙管理委員会として選任をさせていただき、選任したということで、職員ではございますが、通知をしております。文書により通知をしております。

次に、ポスター掲示場の設置の委託料について、回収まで含めているのかというところでございますが、ポスター掲示場の板ですね、この板の作成から設置、選挙が終わるまでの破損したときの対応、それから最終の撤去まで、これ全て含めた価格となっております。

それに、最後の専決処分についてということでございますが、これは9月28日の

臨時国会の冒頭で解散され、10月10日が公示、10月22日は投票日というふうになりました。専決処分自体は9月28日、臨時国会の解散と同時にさせていただいております。10月22日の投票というところに向けて、実際、準備をするためには、これでもかなり時間が厳しかったというところで、実際、予算の支出も伴ってくる準備がございますので、専決処分することについては仕方がないものだと考えてございます。

専決処分について、今後ということでございますけれども、先ほど答弁したとおり、専決処分することについてはいたし方ないと考えておりますので、今後も同様な案件であれば、専決処分の対応になるかというふうに考えます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

○尾和議員 答弁がないんですけどね、私が言うたことについて。

○吉本議長 どこの部分ですか。

○尾和議員 超過勤務手当の今の答弁では、平均単価を出して、それに割り増し賃金、率を掛けているということなのか、ここの平均賃金、一人一人の平均賃金に割り増し賃金を掛けて金額を出しているのかということが、今の答弁ではちょっと理解できない点がありますので、それについて再度ご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 再質疑について、超過勤務手当の単価というところがございますが、最初にも答弁させていただきました職員の平均的などころであったりとか、前回の実績、そういうものを勘案して、今回使う単価というものを出しているというところがございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、平均賃金というのは、平均的単価と言われますと、いわゆる個々人によって、平均賃金の算出によって単価が変動するわけで、それを少ない人もあれば多い人もあるというばらつきをなくすために、超過勤務手当については、率を算出する際、個々の平均賃金を算出した後、それに割り増し賃金を掛けるというのが当たり前だと思うんですね。

それとあわせて、これ、管理職の方が、この手当を支給しているのかどうか、この問題も絡んでくるんですが、管理職手当、管理者については、既に手当が支給された上に、この手当を支給しているのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、専決処分の考え方についてであります。今後もそういうことがあり得るといえることですが、これは極力、やっぱり避けるべきだというように、私は思っております。

解散と同時に、一応の目安というのはつくわけですから、そこにおいて議長宛てに市が招集を要請して、議会を開いて、その上で、その予算について議論した後、採決をします。そんなに時間的にもかかるものではありませんから、1日で終わる可能性もあると思うんですよね。そういうことを手順を踏んで、議会の重みというのをやはり認識をしてもらわなあかんというように思っていますので、それは今後改めていくという方向を持っていただきたいというふうに思っております。それについてご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

まず、超過勤務手当の件でございますけれども、繰り返しになりますが、予算編成の時点においては、どの職員が事務に当たるかというところはわからないというところで、先ほども申し上げましたように、平均的なところ、前回実績、その他の要因に関して、単価のほう、積算をしております。

なお、決算のときにおきましては、当然、事務に当たった職員個々の単価に応じて支給をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、管理職手当を受けている職員にも支給しているのかというところですが、投票管理者にも超過勤務手当として支給をしております。職員の給与に関する条例第19条の2第3項において、管理職手当を受ける職員には、規則で定める場合を除き、超過勤務手当を支給しないと規定されております。言いかえれば、規則で定める場合は、管理職手当を受けている職員にも超過勤務手当を支給することができるということでございます。

そして、職員の給与に関する規則において、規則で定める場合とは選挙事務に従事した場合、こういうふうに規定されておりますので、条例、規則に基づき支給しておりますので、管理職員に対して超過勤務手当を支給しておりますが、何ら違法、不当なものではないというふうに認識をしております。

それと、専決処分についてでございますが、専決処分につきましては、繰り返しになりますが、執行部のほうで議会にいとまがないということにさせていただいておりますので、今後も同じ対応になるというふうに考えております。

○吉本議長 続きまして、議案第77号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第77号についてですが、今回、最賃法が改正されて、それに基づいてという理由であります。今回の賃金の変更についてですが、これ以外に、他の臨時職員について波及して考えるところがあるのではなかったかなというふうに思うんですが、それについてはどのようなお考えであったのか。

それから、現在、最賃法が施行されております。10月1日からであります。和歌山県の最低賃金は777円、これは皆さんもご存じやと思うんですが、平均して、1日192円、1時間24円のアップがされております。そうしますと、この文化財業務だけに波及をされているんですが、そこら辺について、基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 通告に従い、尾和議員の質疑にお答えします。

今回の条例改正につきましては、和歌山県の最低賃金が改定されたことによる改正でありますので、ほかの臨時職員については、改正の考えはございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

○尾和議員 教育担当はそれでいいけど、全体の考え方を総務部長か総務課長で答弁してください。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 今、生涯学習課から答弁がありましたとおり、今回の改正につきましては、和歌山県の最低賃金が改正されたことによる改正でございます。他の臨時職員については、現在のところ、改正の考えはございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第79号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第79号について質疑をさせていただきます。

今回の予算の提案についてですが、生活保護費、3の1の20、これについて具体的に件数と金額を求めたいと思います。

それから、補装具給付費に関してですが、補装具の個別の件数とその金額、あわせてお願いをしたいと思います。

それから、養育医療扶助費については、これについても具体的にお願いをしたいと。

それから、8の1の19負担金について、その理由を具体的に求めたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 通告に従い、尾和議員の質疑についてお答えします。

生活保護費の各補助について、生活扶助費、621人、3,390万円、住宅扶助費、537世帯、2,010万円、介護扶助費、274人、1,170万円、医療扶助費、651人、2,100万円、生業扶助費、26人、82万円、葬祭扶助費、8人、180万円、施設事務費、15人、84万円の増額となっております。

続きまして、補装具給付費について、福祉行政報告例の項目に基づいてご報告いたします。

義肢193万2,757円、装具マイナス37万9,262円、座位保持装置265万8,244円、盲人安全つえ1万9,690円、義眼マイナス6万2,880円、眼鏡692円、補聴器マイナス49万3,307円、車椅子161万1,868円、電動車椅子124万7,020円、座位保持椅子マイナス14万9,728円、起立保持具25万7,462円、歩行器マイナス6万3,508円、歩行補助つえマイナス4,000円、重度障害者用意思伝達装置1万8,620円となっております。

以上です。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

3点目の養育医療扶助費に関してについてはありますが、養育医療とは、体の発達が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な乳児の治療費を公費により負担する制度で、母子保健法に基づき実施しております。

平成29年度当初は、対象者10人、延べ件数20件と見込んでおりましたが、5月から9月支払いまでの5カ月間の実績において、対象者7人、延べ16件となったため、年度末までで対象者13人、延べ38件、計381万円の支出を見込み、このたび不足額を補正するものでございます。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の4点目、8款1項1目非常備消防費の19節負担金補助及び交付金59万8,000円の増額についてですが、和歌山県防災航空隊隊員の人員の入れかわりにより人件費が高騰し、県防災ヘリコプター運航連絡協議会から請

求を受け、補正するものでございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 後ろのほうから行かせていただきます。

まず、19節の県防災ヘリコプター、これは人員の入れかえということなんですが、一般的に、県防災ヘリコプターについては、現在、何人で運営しているのか。このヘリコプターセンターの最高責任者は誰なのか。

それと、一般的に、市民が県防災ヘリコプターの要請をする際、どのような手順で、どのようなシステムになっているのか、市民の皆さん、よくわからないということをよく聞きます。そういう意味では、どこにどのようなアプローチをすれば、この防災ヘリコプターを利用・活用できるのか。

それから、このヘリコプターについては、常時ドクターが乗っているのか、こちら辺についてご答弁をいただきたいと思います。

それから、補装具、養育医療補助費、これについては、内容についてはわかりました。

それから、生活保護費の時系列を見ますと、どれだけ、今日、生活保護費が高騰しているということになるんですが、年度別につかんでおられるなら、どういう傾向にあるのか、件数と金額がわかれば教えていただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、組織としましては、総括管理者、運航管理責任者、防災航空センター所長、防災航空センター次長、そこに事務職員2名、あと隊長、副隊長3名、隊員6名となっております。

最高責任者につきましては、総括管理者の県の危機管理監になってございます。

この利用につきましては、通常の119、消防にかけていただきましたら、必要とあれば、こちらの防災ヘリコプターが出動するということになってございます。

ドクターにつきましては、平成19年度から、救命率の向上を目的として、医師と同乗、救助活動として運用を開始してございます。

○吉本議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

過去3年の決算ベースでお答えいたします。

平成26年度扶助費の決算額ですが、合計額で4億8,629万7,357円となります。各扶助ごと、それぞれを合計した世帯数及び人数ですけれども、8,445世帯、1万912人に対して支給してございます。

実数ベースでございますが、延べ実数で申し上げますと、2,872世帯、3,830人に対しての支給になります。

続いて、平成27年度の決算で申し上げます。平成27年度は、扶助費合計の総支出額が6億1,874万7,081円、各扶助費ごとの世帯数が9,408世帯、人員が1万1,822人、実人員と実世帯で申し上げますと、3,206世帯、4,188人となります。

続きまして、平成28年度で申し上げます。決算額が6億919万44円、世帯数が1万731世帯、人員が1万3,094人、実世帯・人員で申し上げますと、3,582世帯、4,589人となっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 防災ヘリコプターの関連ですが、これは算出方法なんですが、和歌山県下の各地方自治体全てに波及して負担額を算出されていると思うんですが、その算出方法の根拠、割り当ての根拠、これについてご答弁をください。

それから、今ご答弁をいただいたんですが、岩出市民、一般的な市民の方が119番にコールして、そこにおいて要請すれば、その状況を判断して出動が可能だということでは、力強いことだなと思うんですが、それに間違いはないか、再度ご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、各県内の各自治体の負担金の割合についてですが、まず、負担金総額の75%、これを各市で負担してございます。これにつきましては、平成27年度の国勢調査の人口、その補正数値ということで、負担率を計算して額を出してございます。残りの25%につきましては、各町村での負担となっております。

各町村につきましては、均等割30%、人口割70%で、それぞれの負担金を決めてございます。

あと、119番に通報すればということで、119番に通報していただいて、その状況により判断で運航を開始するという事になってございます。

以上です。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第76号から議案第84号までの議案9件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第84号までの議案9件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月18日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月18日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時50分)